



2050ゼロカーボンを目指す長野県のシンボルマークです

# 長野県環境審議会

## 地域と調和した再生可能エネルギー事業 の推進に関する専門委員会

【第2回】

令和5年5月23日

# 専門委員会・委員名簿

(五十音順・敬称略、◎：委員長、○職務代理者)

委員名	ふりがな	職名	摘要
上原 三知	うえはら みさと	信州大学 社会基盤研究所 地域デザイン部門／農学部併任 准教授	オンライン
小松 信子	こまつ のぶこ	東御市 市民生活部長	
鈴木 啓助	すずき けいすけ	信州大学 名誉教授・特任教授	オンライン
◎田中 信一郎	たなか しんいちろう	千葉商科大学 基盤教育機構 准教授	
○茅野 恒秀	ちの つねひで	信州大学 学術研究院 人文科学系 准教授	
名取 俊典	なとり としのり	富士見町 総務課 専任課長	
平松 晋也	ひらまつ しんや	信州大学 農学部 教授	
水上 貴央	みずかみ たかひさ	Socio Forward株式会社 代表取締役 弁護士	オンライン

# 専門委員会・設置要綱

## ○長野県環境審議会地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に関する専門委員会設置要綱（令和5年3月22日決定）

（目的）

第1 2050ゼロカーボンの実現に向けて、地域と調和した適正な地上設置型の太陽光発電事業の推進を図るための条例を制定するに当たり、必要な事項の調査、検討を行うため、長野県環境審議会に地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

（調査・検討事項）

第2 専門委員会は次に掲げる事項について調査、検討する。

- （1）地域と調和した地上設置型の太陽光発電事業の推進に向けた条例の在り方に関すること
- （2）その他必要と認められること

（組織）

第3 専門委員会は、長野県環境基本条例（平成8年長野県条例第13号）第29条第3項の規定により任命された専門委員（以下「委員」という。）10名以内で組織する。

2 専門委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第4 専門委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門委員会は、必要があると認めたときは、特定分野で顕著な活動実績のある学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 専門委員会は、公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、議長が専門委員会に諮り、当該会議を非公開とすることができる。

（1）長野県情報公開条例第7条各号に定める非公表情報について審議するとき

（2）会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められるとき。

（報告）

第5 専門委員会は、長野県環境審議会会長に対し、調査・検討結果を報告する。

（事務局）

第6 専門委員会の事務局は、長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室に置く。

（その他）

第7 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会において定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月30日から施行する。

## 【議事（1）】

# 太陽光発電事業の現状と今後の動向等 に関する公聴会

# 公聴会ご説明者

(ご説明順・敬称略)

氏名	ふりがな	職名	分野	摘要
丸山 康司	まるやま やすし	名古屋大学大学院 環境学研究科 教授	社会環境学	13:35頃～ (オンライン)
大久保 規子	おおくぼ のりこ	大阪大学大学院 法学研究科 教授	公法学・ 環境政策学	13:55頃～
金子 貴代	かねこ たかよ	再エネ100宣言 RE Action協議会 事務局	再エネ普及	14:15頃～
増川 武昭	ますかわ たけあき	一般社団法人 太陽光発電協会 事務局長	発電事業者	14:35頃～ (オンライン)
山下 英俊	やました ひでとし	一橋大学大学院 経済学研究科 准教授	環境経済・ 政策学	14:55頃～

## 【議事（2）】

### 第1回専門委員会でのご意見等と 対応の方向性について

# 【参考】

## 地域と調和した太陽光発電事業の推進に向けた条例・素案（たたき台）

令和5年3月30日長野県環境審議会  
地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に関する専門委員会【第1回】資料

条例制定の趣旨

2050ゼロカーボンに向け、地域と調和した再生エネルギー事業を推進するため、地域合意の促進に資する  
手続・基準を設ける

対象事業

太陽光発電事業（10kW以上）  
ただし、屋根上や自己敷地内等の自家消費用、及び**促進区域内事業**※を除く。  
※ 温対法に基づき事業計画が認定を受けたものに限る

県と市町村の役割分担

- ① 特定区域※内での事業 ⇒ **県の許可制**
  - ② 50kW以上の大規模事業（①を除く） ⇒ **県の許可制又は事前届出制**
  - ③ その他の事業 ⇒ **市町村への事前届出制**
- ※ 市町村と要協議

\* 特定区域：地域森林計画対象森林区域  
土砂災害特別警戒区域  
土砂三法区域

内容

項目	規制内容（*赤字は長野県オリジナル）	
① 住民等への説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開発着手前の事業計画の提出を義務付け</li> <li>○ 事業計画の説明会の開催を義務付け</li> </ul>	
② 安全確保措置	右の区域	○ 以下の区域内では、安全基準を満たすもの以外は事業禁止 ・地域森林計画対象森林区域 ・土砂災害特別警戒区域 ・土砂三法区域
	全ての区域	○ <b>斜度30度以上の急傾斜箇所に設備を配置しないことを義務付け</b>
③ 環境・景観の保全	右の区域 (50kW以上の事業)	○ 以下の区域内では、環境保全策の検討を義務付け ・国有林、地域森林計画対象森林区域 ・水資源保全地域、 ・国定公園、県立自然公園、・自然環境保全地域 等
	全ての区域	○ <b>景観等との調和に努めることを義務付け</b>
④ 法令遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法令遵守の誓約</li> <li>○ 更に、県内において現に太陽光発電に関する<b>法・条例に違反状態にある事業者の場合、その間の新規事業の許可を保留</b>（※届出対象事業の規制方法は要検討）</li> </ul>	
⑤ 維持管理、廃棄等	○ 維持管理・廃棄（リサイクル）計画の提出を義務付け	
⑥ 実効性の確保（手続・罰則等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業着手、計画変更、廃止等の事前許可申請・届出を義務付け</li> <li>○ 立入検査、違反に対する指導・勧告・命令・公表・罰則等</li> </ul>	

# 第1回専門委員会での主なご意見

分類	ご意見	対応の方向性（案）
全体	・今後、どのような形態の発電事業が増えていくのかをイメージした上で、発電事業者、需要家、施工事業者の役割を整理し、何を条例の対象としていくのか明確にしていくべき。	・発電設備の施工や管理責任の所在を明確化する方向で検討
対象事業	・課題案件は事業規模の大小を問わない傾向。許可制の対象を発電規模もしくは事業面積とするのか、現状を踏まえながら検討すべき。 ・許可制は事業の禁止が前提。一般的な経済活動までを許可制とすることは行政法上問題。	・原案どおり10kW以上を対象事業とする方向で検討 ・許可制は特定区域内のみを対象とする方向で検討
住民等への説明 (合意形成)	・地域住民等との合意形成は重要だが、全ての住民の合意を前提とすることは非現実的。何を以て「地域住民」や「合意」とするのか議論を深めていくことが必要。	・許可や届出受理に当たり住民合意は絶対要件としない方向で検討 ・住民意見に誠実に対応することを事業者の努力義務とすること方向で検討
安全確保措置、 環境・景観の保全	・災害をはじめリスクが伴う事業については抑制していくべき。 ・山林開発型事業に対する県民の懸念は高く、一定の制限が必要。	・原案どおり特定区域内事業は許可制とする方向で検討
法令遵守	・許可の保留については他の規制も踏まえながら（比例原則）、その加減について議論すべき。	・悪質な事業者を排除する方法（欠格期間など）を検討
維持管理・廃棄等	・開発時だけでなく、事業開始後の維持管理や事業終了後の適正確保など、その重要性を踏まえつつ、市町村との役割分担を考慮すべき。	・維持管理計画の提出を求める方向で検討 (既存事業者の取扱いも検討)
市町村条例との 関係	・市町村ごとに実情に違いがある中で、県条例は全県共通のベースとなるべき。強い規制とはせず、市町村が地域の特性に応じて上乘せ・横出しする仕組みが望ましい。	・左記の考えに基づき制度設計を進め、強い罰則は設けない方向で検討 ・市町村が意見の申し出ができる仕組みを検討
地域へのメリット	・地域と調和する事業、地域に貢献する事業については促進する仕組みも必要。	・促進区域内事業への誘導策の充実について、条例以外の施策を含め検討



# 第1回専門委員会でのご意見等と対応の方向性（1）

ご発言委員	ご意見・ご質問等	対応の方向性（案）	対応ページ
小松委員	<p>・実際の市町村の現場では、<b>住民との協議の場・手順は大切</b>になってくる。今回のたたき台だけでは、<b>この点が良く見えない</b>ので、今後意見を交わしたい。</p>	<p>・他県事例も参考としつつ、事業計画、環境・景観保全措置や維持管理計画等について、住民に説明するとともに、<b>住民等は意見の申し出ができること、事業者側はそれについて誠実に対応することを明確化、住民等との質疑応答状況等について記録し、許可申請書や届出書に添付する形</b>としたい。</p>	21
	<p>・<b>県の環境アセスメントは発電出力区分（kW）ではなく面積要件</b>となっている。この違いについて教えて欲しい。</p>	<p>・<b>県のアセス条例ではゴルフ場、工場団地等と同じ面的開発事業と整理し、面積を対象事業の要件としているところ。</b>          ・一方、電気事業法や再エネ特措法（FIT・FIP制度）においては、発電出力により規制対象や事業手続等を区分しており、対象事業の把握も容易なことから、これに準じることとしたい。          ・なお、環境保全策については、その検討を義務付ける区域において、一定以上の環境への影響が想定される50kW以上（電気事業法上の高圧設備）の事業を対象としたい。</p>	18
鈴木委員	<p>・アセスの技術委員会等に関わってきた経験を踏まえると、野立て太陽光発電の<b>一番の問題は、地元との合意形成</b>である。</p>	<p>・他県事例も参考としつつ、事業計画、環境・景観保全措置や維持管理計画等について、住民に説明するとともに、<b>住民等は意見の申し出ができること、事業者側はそれについて誠実に対応することを明確化、住民等との質疑応答状況等について記録し、許可申請書や届出書に添付する形</b>としたい</p>	21
	<p>・災害等が起ころぬよう、<b>残存の森林率や施設がどれくらいの割合を占めるのか</b>、水の浸透、蒸発散に関わってくるので、<b>量的な規制をすべき。</b>          ・急傾斜の場所以外でも、<b>土を切り盛りする場所があるので、その基準を</b>しっかりととって欲しい。</p>	<p>・許認可における技術基準については、既存の法令に基づく基準やガイドライン等を参考としながら検討を進めていきたい。</p>	22
	<p>・緩やかな表面でも流出が進むと、地面が崩れてしまうので、<b>浸透割合や、調整池の必要性について、面積・発電量との関係を調べながら検討</b>して欲しい。</p>	<p>・太陽光発電事業における事業面積や発電出力に応じた災害の発生頻度の傾向を示すデータは確認できないが、許可基準の策定に当たっては発電事業以外の事例にも留意したい。          ・なお、県内FIT発電所のデータからは、1 MW（1,000kW）は約2haの事業区域に相当する。</p>	18
	<p>・<b>事業終了後に放置等されぬよう、現状回復を求め</b>るべき。また、事業者の倒産、会社がなくなる場合の責任などについても心配。供託金など、撤去を担保する仕組みを考えられないか。</p>	<p>・<b>維持管理計画には事業終了後の対応について明記することを求めていくこと</b>としたい。          ・現在FIT制度において積立金制度はあるが、非FIT案件には対応できていないのが現状。県単独での対応が難しい面があることから、国にも相談してまいりたい。</p>	28
	<p>・<b>アセス条例の対象は面積要件</b>となっている。条例は発電出力が要件となっているが、漏れがないようにするためにも、面積と発電量（発電設備容量）の関係性を説明して欲しい。</p>	<p>・電気事業法及び再エネ特措法（FIT・FIP制度）に準拠して対象を発電出力による区分とするとともに、課題の生じている太陽光発電設備は規模によらない傾向にあるため、電気事業法等により一般的に事業用と区分されている10kW以上の全ての施設を対象としたい。</p>	18
	<p>・長野県は太陽光発電に適した地域であるが、各家庭の屋根を見ると普及しているとは言いがたい。屋根に設置した方が環境への影響も少ないので、そちらを優先すべきではないか。</p>	<p>・屋根太陽光発電については、県では既存住宅エネルギー自立化補助金や共同購入事業等により普及促進を図っているところ。再エネの普及に向けては、事業所の屋根設置や野立ての太陽光も必要であることから、<b>野立てのルール化と促進策の強化についても合わせて検討</b>を進めていきたい。</p>	44
	<p>・ゼロカーボン達成したとしても、気温が下がるわけではないので、緩和策だけでなく<b>適応策も</b>考えていくべき。</p>	<p>・長野県ゼロカーボン戦略に基づき、緩和と適応それぞれの対策を図っていきたい。</p>	—

# 第1回専門委員会でのご意見等と対応の方向性（2）

ご発言委員	ご意見・ご質問等	対応の方向性（案）	対応ページ
茅野委員	<p>・上田市で行った住民意識調査でも、<b>山林開発型の太陽光発電に関する住民の不信感が高く、警戒感は明確</b>となっている。</p>	<p>・災害のリスク等のある<b>山林開発型事業については、地域森林計画対象森林等を特定区域とし、許可制の対象</b>としたい。</p>	22
	<p>・太陽光発電事業への警戒感がある一方で、県の示したゼロカーボンロードマップ骨子（案）では<b>野立て太陽光も現状から1.6倍に増やさなければならぬ</b>。このため、立地の手続きを丁寧に行い、<b>県として大局を示していくことが大切</b>。</p>	<p>・県民や市町村に対して単に規制のみを示していくのではなく、2050ゼロカーボンに向けて、再生可能エネルギーの必要性や県民・事業者の行動変容などについて、分かりやすい形での説明が必要であり、これにより具体的な県民運動に繋がるよう、今回の条例制定においても理念を示していきたい。</p>	-
	<p>・上田市では10MWクラスのメガソーラーが問題となった一方で、700kW程度のものも問題になっている。<b>規模の大小だけではないという複雑さを踏まえつつ、どう制度設計していくのかが一つの論点</b>である。</p>	<p>・ご意見のとおり、県内で課題の生じている太陽光発電事業については規模の大小によらないため、一般的に電気事業法等で事業用と区分されている<b>10kW以上の全ての施設を本条例の対象</b>とし、ゾーニング等により規制手法に違いを設けていきたい。</p>	18
	<p>・今回の条例については主には立地を規制しようとするものであるが、<b>立地と維持管理というものをどのように分けをしながら、県と市町村との役割分担を行っていくのかがポイント</b>となってくる。</p>	<p>・太陽光発電事業は、地域住民の高い関心事であり、また、生活環境に影響を及ぼし得る事業であることから、<b>住民に身近な市町村が関与することが望ましい</b>と考えおり、その在り方について引き続きご議論をお願いしたい。</p>	31
	<p>・許可保留というのもポイントであり、どこまでを遡及して対象とするのかは法学の専門家にお聞きしたい。</p>	<p>・（水上委員のご意見を踏まえ）他法令との均衡に配慮しつつ検討を進めていくことが必要と考えており、引き続きご議論をお願いしたい。</p>	27
	<p>・いわゆる過積載と言われる、50kW未満の出力のパワコンに対し、100kW以上のパネルを敷設する事例もある。結果として面積としては大規模な事業となるものもあり、状況の整理が必要である。</p>	<p>・ご指摘のとおり、県内の状況として平均150%※の過積載率となっており、実際の出力に比べ1.5倍の出力の太陽光パネルが設置されている状況。事業対象規模は出力10kW以上とする一方、その許可基準、維持管理基準などはその事業区域の大きさに応じて対応できるよう、手引書やガイドライン等を整備していきたい。 ※事業計画認定情報公表用ウェブサイト2023年3月31日時点より算出</p>	-
	<p>・この条例が事業者への規制になるという話に関係し、屋根や自己敷地内の自家消費用および促進区域内以外で<b>どういった太陽光発電の導入というのが想定され、どのように進んでいくのかということについて、委員の間で目線を揃え、2回目以降の議論をする必要がある</b>。</p>	<p>・公聴会により、現状及び今後の動向について再エネに関する識者のご意見を伺う予定。 今まではFIT制度による高い固定買取価格や送配電事業者の買取義務などの低い参入障壁により個人を含む投資的開発案件が増加。また、部材等の価格低減まで事業着手をしない、いわゆる未稼働案件が多く、施工不良等の地域とのトラブルを抱えながら事業を実施していく例も多く、これらに対しては本条例において適切な推進のための規制と地域との共存、地域との合意形成を進める手続きを定めることで対応していきたい。</p>	17
	<p>・この条例が県の推進と規制の<b>太陽光施策、再エネ政策の中で、どういう全体像の中で、位置する仕組みなのか</b>ということをご確認ください。県全体で推進と規制を適切に地域と調和する対応を進めていくという中の、どの課題のための条例なのかということも、資料の入り口のところで明確にしていきたい。</p>	<p>・今後については、サプライチェーン等などの要請により、FIT制度に頼らない需要家のコミットメントが強いPPA事業等やソーラーカーポートなどの多種多様な形態の事業が増加すると想定される。これらに対しては、さらなる推進のために適地への誘導を行うゾーニングを含めた適切に推進するためのルールの構築と導入を本条例において行っていきたい。 ・県としては、屋根太陽光発電の徹底的な普及を行うとともに、野立て太陽光発電設備については、本条例と促進区域制度によって地域調和型の太陽光発電の普及を促進していきたい。</p>	17

# 第1回専門委員会でのご意見等と対応の方向性（3）

ご発言委員	ご意見・ご質問等	対応の方向性（案）	対応ページ
名取委員	・県条例のたたき台と比べ、富士見町の方が厳しい制度と感じており、 <b>県と町の条例で齟齬が生じないか。各市町村の条例を上位に位置付ける方向</b> と考えている。	・地域によってその事情は異なることから、第1回専門委員会での議論のとおり、県条例は全県共通のベースとし、 <b>市町村が地域の特性に応じて上乘せ・横出しする仕組み</b> としたい。	30
	・今後FIT案件はそれほどないのではないかと考えている。	・今後はFIT制度によらない事業の増加が想定されることから、県条例においてはこうした事業も意識しながら適切な推進を促すためのルールづくりを進めていきたい。	-
	・市では技術的な専門職員がいるが、町レベルになるといない。こうした中で事業者に対応していかなくてはならないことから、県にも是非協力して欲しい。	・県と市町村との役割分担による制度運用を導入したい。また、 <b>技術的な観点については、既存制度のガイドライン等も参考にしながら、条例の手引書やガイドライン等において分かりやすくまとめていきたい。</b>	31
	・富士見町では、合意形成については住民の2/3の同意を求めた。合意形成について何が良いかは議論が必要。	・第1回専門委員会での議論のとおり、全住民の合意を求めることは難しいため、先行事例も参考とし、事業計画、環境・景観保全の内容や維持管理計画等について、住民に説明することとし、住民等との質疑応答状況等について記録した上で、許可申請書や届出書に添付するよう形で、地域との合意形成を図っていくこととしたい。	21
平松委員	・今回は再エネ事業の適正化を謳いつつも、太陽光発電事業が議論の中心。長期的にみると想定外の再エネ種も出てくる可能性もあり、「 <b>まずは太陽光発電事業に着目</b> 」というスタンスでお願いしたい。	・今後様々な再エネ種も推進していく必要があるが、太陽光発電については地域とのトラブルが多く生じていることを鑑み、ご意見のとおり今回の条例では、まずは太陽光発電を議論の対象としたい。	-
	・何かを作る開発行為は地域に負荷がかかることから、 <b>事業がその負荷以上の効果があるということを示しておく必要がある</b> 。	・県としては、気候変動の問題と2050ゼロカーボン達成の重要性について説明を行いながら、再生可能エネルギーの必要性についてご理解いただくとともに、地域にメリットをもたらす再エネ事業が普及するよう施策誘導を図っていきたい。	-
	・発電設備が完成して終わりとして認識されると問題。特に盛土を行った場合などは、その維持管理が重要であることから、 <b>維持管理に関する規定が必要</b> と考えている。	・ <b>盛土条例等の既存の法令も参考にしながら、維持管理基準を検討</b> していきたい。	28
	・対象規模が10kWというのは小さいと感じる。	・第1回専門委員会での議論のとおり、 <b>県内で課題の生じている太陽光発電事業については規模の大小によらないため、一般的に電気事業法等で事業用と区分されている10kW以上の全ての施設を本条例の対象</b> としたい。	18
	・ <b>まず個人住宅に対してその太陽光発電を推進するような政策はないか</b> と思う。また、自家消費だけでなく、事業者が電力を買い取ることを大きく行っていけば、野立ても少なくなるかと思う。	・ご指摘のとおり、住宅屋根太陽光発電については、既存住宅エネルギー自立化補助金や共同購入事業等により普及に努めており、再エネ電力の買取についても民間事業の普及を図ってきたい。また、再エネ拡大のためには野立て太陽光も必要であり、同時に本条例によりルール化を進めていきたい。	44
	・県内の市町村は前向きに条例を作っており、国の類似した基準もある中、 <b>県条例の建付けがどうなるのか難しい問題</b> 。	・市町村条例との関係については、事業者・市町村に負担が少ない形で条例の目的を達成できるよう制度設計を進めていきたい。また、国の検討状況についても注視していく。	30
	・各地域には地域の事情があるので、 <b>細かい部分は市町村に任せ、県の基準は大枠を示すべき</b> 。	・地域によってその事情は異なるため、第1回専門委員会での議論のとおり、 <b>県条例は全県共通のベースとし、市町村が地域の特性に応じて上乘せ・横出しする仕組み</b> としたい。	30
・事業所がかなり大きな面積を占めるので、企業への太陽光発電の促進が必要。例えば工場の屋根全て太陽光発電をして、かつ一連で太陽光パネルを並べれば違和感なく建物と一体化したような形で見栄えがする。他県の事例も参考に考えていくべき。	・ご指摘のとおり、事業所の屋根設置が重要であるとともに、全体的に太陽光発電施設の適地が減少する中において、産業団地等の <b>開発済用地についての導入を行う必要性</b> がある。本条例において、適地への誘導のゾーニングを行うとともに、促進区域制度を活用して事業所等への設置を誘導していきたい。	19	



# 第1回専門委員会でのご意見等と対応の方向性（4）

ご発言委員	ご意見・ご質問等	対応の方向性（案）	対応ページ
水上委員	<p>・景観保全の関係から一定の措置を求めることについて、規制手法で行うのは難しく、景観保全について事業者と協議するという建付けができるか検討した方がよい。</p>	<p>・事業者が説明会において地域住民へ景観保全のための方法を提示することとし、<b>住民等は意見の申し出ができること、事業者側はそれについて誠実に対応することを明確化、また、離隔や植栽といった景観保全のための検討すべき項目について景観条例等を参考に条例の手引書やガイドラインにおいて整備したい。</b></p>	26
	<p>・市町村条例に違反する事業者の許可の留保について、それ自体は行政法上一切できないというわけではないが、<b>比例原則を踏まえ、さじ加減について議論すべき。</b></p>	<p>・他法令、他県条例等との均衡に留意しながら制度設計を進めていく。</p>	27
	<p>・県の条例であり厳しい条例を作ると、基礎自治体の方もそこに追従して厳しくせざるを得ない。<b>基本的には県の条例がベースラインにあつてそれよりも厳しいことを規定する場合には、基礎自治体においてさらに条例を作ることになると考える。</b></p>	<p>・ご意見のとおり、地域によってその事情は異なるため、<b>県条例は全県共通のベースとし、市町村が地域の特性に応じて上乘せ・横出しする仕組み</b>としたい。</p>	30
	<p>・全体を通じ、規制的な議論は大事だが、<b>規制だけを続けると再生可能エネルギーが導入されなくなってしまう。</b>同時に促進の方の政策をどうするかということを含めて、バランスをとっていくということが、この条例の目的である地域との調和した形で再生可能エネルギーを促進するいうところに適う。<b>規制を守ってくれた事業者へのメリット・インセンティブも同時に議論できればよい。</b></p>	<p>・<b>促進区域内事業について、本条例の対象外とすることで、地域と調和した事業を行うメリットとして提示したい。</b>一方で、促進区域制度については、そのメリットの少なさも課題の一つとされていることから、地域へのメリットについては今後の論点として促進策を検討してまいりたい。</p>	19
上原委員	<p>・安全確保措置の内容に関しては、<b>斜度30度以上の区域や例示された規制の対象区域が県内にどの程度あるのか、また、そうした区域に開発ニーズがあるのか、といったことも考慮すべき。</b>また、斜度についても、データがあれば、事故の起こりやすさとの関係性などを確認してはどうか。その他、地質など安全性を検討する上で必要な要素に漏れが無いように検討すべき。</p>	<p>・斜度30度区域について、その全体数を把握できるデータは確認できないものの、斜度30度以上かつ人家等があり対策が必要な箇所については、急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）に設定されている（県内ではそれぞれ807カ所、18,989カ所となっている）。</p> <p>・斜度別の太陽光発電の破損状況についてのデータは確認できないが、「<b>がけ崩れの実態</b>」（国土交通省国土技術政策総合研究所）により、<b>斜度30度以上を境にがけ崩れの頻度が増加することが示されている。</b>なお、<b>林地開発許可の基準として斜度30度以上の場合の審査基準の設定がされているが、それについても同様の資料を参照して、斜度を設定している。</b></p> <p>・斜度30度未満の箇所においても一概に災害リスクが無いとは言えないことから、斜度の大きさに関わらず<b>災害を助長するおそれのある事業については発電設備を設置しないことを求めること</b>としたい。</p> <p>・急傾斜崩壊危険区域内での事業実績がないことから、現時点で、急傾斜面における開発ニーズがそこまであるとは言えないが、全体的な適地減少の中で太陽光パネルの最適角である斜度30度以上の開発済斜面への今後のニーズが否定できず、対策を講ずべきと考える。</p>	23
	<p>・<b>事業参入を避けて欲しい区域を地図などで可視化しておくことは、事業者にとっても事業地探しの負担の低減に繋がるのではないかと。</b></p>	<p>・事業者へのインセンティブの議論を含め、<b>今後検討してまいりたい。</b></p>	-
	<p>・<b>地域や環境に貢献する良い事業（災害時の電気供給、環境保全への収益還元など）については、応援する仕組があってもいいのではないかと。</b></p>	<p>・<b>促進区域内事業について、本条例の対象外とすることで、地域と調和した事業を行うメリットとして提示したい。</b>一方で、促進区域制度については、そのメリットの少なさも課題の一つとされていることから、地域へのメリットについて施策の拡大していくほか、国に要望していきたい。</p>	19
	<p>・「全ての区域」に対して「<b>景観等との調和に努めること</b>」については、<b>景観は人によって受け留めが様々であることから、客観的、具体的な基準やプロセスを定めるべきであり、今後さらに議論を深めていくことが必要。</b></p>	<p>・事業者が説明会において地域住民への景観保全のための方法を提示することとし、<b>住民等は意見の申し出ができること、事業者側はそれについて誠実に対応することを明確化、また、離隔や植栽といった項目については景観保全のための検討すべき項目としていきたい。</b></p>	26

# 第1回専門委員会でのご意見等と対応の方向性（5）

ご発言委員	ご意見・ご質問等	対応の方向性（案）	対応ページ
田中委員長 (取りまとめ)	<p>・災害や景観などその他さまざまなリスクがある事業については、その<b>リスクを抑制していかなければならない一方で、地域と調和する、地域に貢献する事業については促進していくバランスが重要という一定の認識が共有</b>された。</p>	<p>・取りまとめいただいたとおり本条例において抑制していかないといけない事業については、適地への誘導のためネガティブゾーニングを行う観点から<b>特定区域等を指定することで一定の規制</b>を行う一方で、<b>地域と調和する事業の促進については促進区域制度の活用も視野</b>に引き続き検討していきたい。</p>	19 22
	<p>・問題は、<b>リスクの多い山林開発型</b>。ここをしっかりと抑制していく必要がある。</p>	<p>・災害のリスク等のある山林開発型事業については、<b>地域森林計画対象森林等を特定区域</b>とし、原則設置を禁止としたい。</p>	22
	<p>・合意形成とそのプロセスの重要性について一定の共有ができたが、<b>何を</b>もって合意形成とするかは、これから議論の余地がある。</p>	<p>・住民側・事業者側にそれぞれ一定の歩み寄りをもたらす仕組みが必要と考えており、引き続きご議論いただきたい。</p>	21
	<p>・地域により様々な違いがあるので、その違いに配慮した条例にしていく必要がある。<b>県条例はベースになって市町村が上乘せ・横出し</b>できるような仕組みがいいのではないかと<b>いう認識が共有</b>された。</p>	<p>・地域によってその事情は異なるため、<b>県条例は全県共通のベース</b>とし、<b>市町村が地域の特性に応じて上乘せ・横出しする仕組み</b>としたい。</p>	30
	<p>・条例の施行に当たっては<b>多面的かつ客観的な基準をできるだけ盛りこんでいくことになる</b>。条例若しくは規則あるいは要綱・ガイドラインなどで示すことが必要。</p>	<p>・客観的な基準を盛り込みつつ、基準として定量的に評価できない部分や柔軟な対応が必要な部分については、<b>条例の手引きやガイドライン等において整備</b>していきたい。</p>	-
	<p>・日本の場合、市町村や都道府県に土地利用全般を規制する権限がそもそも無く、今回のような条例を作る場合、色々な法令の関係性や比例原則に配慮しなければならない難しさがある。同種の開発事業については規制されないのに、<b>太陽光発電事業だけを規制することは、法令上大きな問題となるので注意が必要</b>。</p>	<p>・<b>関係法令等の状況やバランスに配慮</b>しつつ適切な太陽光発電事業の推進に資するな条例としていきたい。</p>	-
	<p>・野立て太陽光発電事業については、<b>既に開発されているエリア（ブラウンフィールド）の立地について考えていくことが重要</b>。</p>	<p>・全体的な太陽光発電の適地が減少する中において、開発済用地等への導入は重要であり、また、ソーラーカーポートなどの多種多様な形態の太陽光発電についても今後想定され、適切な推進の観点からも本条例において適切なルールの構築を目指してまいりたい。</p>	17
	<p>・例えば、ソーラーシェアリングなどは農業委員会に許認可が委ねられているが、地域により農業者の利益に資する良い事業が認められないなど、アンバランスな事例も承知している。</p>	<p>・本条例により適切なルールを導入し、再生可能エネルギー事業の普及拡大に資する新たな事業の円滑な普及に繋げてまいりたい。</p>	17
<p>・近隣住民の範囲は難しく、条例上何らかを規定する場合は、仕分けをしないとイケない。この点も論点になってくると思っている。</p>	<p>・事業地周辺の土地所有者、自治会、市町村を近隣住民とすることが考えられるところであるが、引き続きご議論をいただきたい。</p>	21	

# 第1回専門委員会を受けての 条例素案（たたき台）への反映について

# 条例素案（たたき台）の具体化と特にご議論いただきたい点

- 第1回専門委員会「たたき台（素案）」によりお示した制度案のイメージを、第1回におけるご意見等を踏まつつ、項目ごとにより具体化した「たたき台（素案）」を次ページ以降に提示。
- 今後の検討に当たり、本日、特にご議論をいただきたい点は次のとおり。

◎ **県条例は全県共通のベースとしての位置づけとする中で、強い規制の導入は難しい面があるが、条例の実効性を高めるための仕組をどう組み込んでいくか。**

## ① 合意形成

地域住民と事業者それぞれが一定の合意形成に向けて事業の見直しを進めるためには、どのような制度上の仕組を設けておくべきか。

例えば、住民説明会等において、地域住民は事業者が事業計画の変更を求めることができることや、それに対して事業者は誠実に対応することを条例上明示してはどうか。【21ページ関係】

## ② 危険区域

斜度30度未満の箇所であっても、危険性が否定できないことも想定される。市町村や地域住民等から指摘があった場合に、県は危険性についてどう判断し、必要に応じて事業者に対し設置の制限をどう課していくか。例えば、案件に応じて専門家に意見を仰ぎつつ、不許可や措置の求めを実施していく仕組を設けてはどうか。【23ページ関係】

## ③ 景観保全

景観の保全に当たり、地域住民から、隣地や道路境界から一定の離隔や植栽等を求める声が挙がった場合、事業者に対してどのように対応を求めていくか。どの程度の指導までなら許容されるか。（景観法・景観条例との整合）【26ページ関係】

## ④ 法令遵守

罰則等の強化を求める意見もあるが、他法令や他県条例との均衡も考慮すると、どの程度が適当と言えるのか。【29ページ関係】

## ⑤ 市町村意見の反映

地域住民に加え市町村からの意見についても反映していく仕組が必要と考えられるが、市町村から県に対し「強い求め」があった場合、県は中立的な立場からどのように判断していくべきか。例えば、案件に応じて専門家の意見を仰ぐといった仕組を設けてはどうか。【21ページ関係】

<b>1 条例制定の趣旨について</b>	…	P17
<b>2 対象事業と除外事業について</b>	…	P18
<b>3 対象事業に応じた手続の手法について</b>	…	P20
<b>4 個別事項</b>		
<b>① 地域住民等への説明（合意形成）について</b>	…	P21
<b>② 安全確保措置について</b>		
・特定区域における対応方法	…	P22
・斜度30度以上の箇所への設置	…	P23
<b>③ 環境・景観の保全について</b>		
・環境の保全について	…	P24
・景観の保全について	…	P26
<b>④ 法令遵守について</b>	…	P27
<b>⑤ 維持管理、廃棄等について</b>	…	P28
<b>⑥ 実効性の確保（手続・罰則等）について</b>	…	P29
<b>5 県条例と市町村条例との関係について</b>	…	P30
<b>6 市町村との役割分担について</b>	…	P31



# 1 条例制定の趣旨について

## 条例制定の背景（第1回専門委員会資料より再掲）

- 2050ゼロカーボンに向け、再エネの更なる生産拡大が不可欠である中、野立て太陽光発電についても普及を図っていくためには、適正な事業の在り方に関する一定のルールが必要
- 再エネに関する単独条例を制定する市町村は一定数あるものの、規制の内容・レベルは多様であり、また、条例未制定の市町村もある中で、県が広域的なルールを定め、相互に補完していくことが必要。
- 今後、条例を含む法令遵守を前提としたFIT制度を利用しない再エネ導入の拡大が想定され、これらにも対応できる実効性のあるルールが必要。

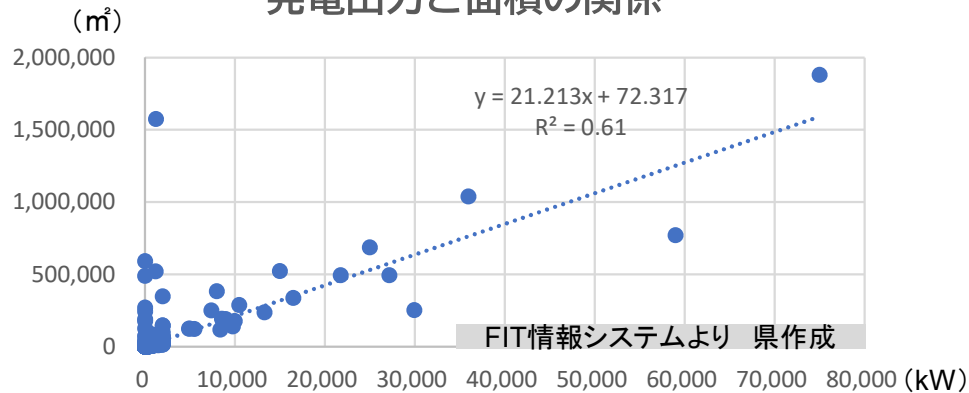
## 課題と対応の方向性

状況	課題	条例に必要な視点
<p>○高い固定価格買取価格や送配電事業者の買取義務などの低い参入障壁により、個人を含む<u>投資的開発案件が増加</u></p> <p>○FIT認定取得後、部材等の価格低減まで事業着手しない、いわゆる<u>未稼働案件の増加（制度改正により失効制度が導入）</u></p> <p>○サプライチェーンによる要請などにより、<u>FIT制度に頼らない、需要家のコミットメント</u>が強いPPA事業等の増加が想定。</p> <p>○ソーラーカーポートでの設置や営農型太陽光発電等の<u>多種多様な形態での設置</u>も想定。</p>	<p>○発電事業の<u>権利が転売され、事業の責任の所在が不明瞭</u>となる場合が多数。</p> <p>○失効制度により、稼働を急ぐ事業者による<u>施工不良</u>や地域との<u>トラブルを抱えたままの強引な稼働</u>も目立つ。</p> <p>○全体的に太陽光発電の適地が減少する中において、ゼロカーボン達成のために<u>開発済用地等への導入の必要性あり</u>。</p>	<p>○適切な推進のために<u>安全であることの確認</u>や、<u>地域との共存、地域との合意形成を進める手続き</u>を求める必要性。</p> <p>○災害等の危険性や環境への影響がある地域から<u>適地への誘導を行う</u>必要性。</p> <p>○今後の新しい形態の太陽光発電について<u>適切に推進を図るため、ルールの構築と導入</u>を行う必要性。</p> <p>○需要家を含めた様々な発電主体が想定されることから、<u>発電施設の責任の所在の明確化</u>の必要性。</p>

## 2 対象事業と除外事業について（1）

- 条例の**対象事業は10kW以上の太陽光発電事業とする。**
- 環境への少ない屋根置き設置や一定の合意手続を前提とした**促進区域内の事業については対象外とする。**

発電出力と面積の関係



⇒ **1,000kW（1MW）あたり約2ha**の事業面積に相当

・10kW ⇒ 0.02ha ⇒ 200㎡ ・50kW ⇒ 0.1ha ⇒ 1,000㎡

### 【各法令における対象規模の設定】

法令	区分
電気事業法	・10kW～50kWを <b>小規模事業用電気工作物</b> と分類
再エネ特措法 (FIT・FIP制度)	・10kWまでを住宅用の余剰売電を想定し買取価格を分類 ・10kW～50kWを <b>地域活用電源</b> として買取価格を分類 ・50kW以上を <b>競争電源</b> と位置づけ、市場への統合を目指す

### 【アセス法・条例との関係】

県のアセス条例ではゴルフ場、工業団地等と同じ面的開発事業と整理し、面積を対象事業の要件としている。（国よりも早期）

	アセス法		アセス条例	
	第1種事業	第2種事業	第1種事業	第2種事業
太陽電池（光）発電所	出力 4万kW 以上	出力 3万kW 以上	敷地面積 <b>50ha以上</b>	森林等区域等 敷地面積 <b>20ha以上</b>
(参考) 水力発電所	出力 3万kW 以上	出力 2.25万kW 以上	出力 1.5万kW 以上	—
(参考) 風力発電所	出力 5万kW 以上	出力 3.75万kW 以上	出力 0.5万kW 以上	—

・**発電設備の対象は、電気事業法やFIT・FIP制度に準じた取扱いとする必要があるため、発電出力（kW）とする。**

（例）50kW以上：高圧区分、10kW以上：事業用

・**課題の生じている太陽光発電設備は規模によらない※ため、条例での対象事業を電気事業法等で事業用区分となる10kW以上とする。**

※第1回専門委員会での議論より

## 2 対象事業と除外事業について（2）

### 【促進区域内事業について】

条例で求める項目は、促進区域内事業を行う際のプロセスで全て満たすことができるため、**対象事業から除外する。**

条例で求める項目	促進区域内事業での対応
①住民等への説明	・市町村が協議会等を利用し、地域との合意形成等を行う。
②安全確保措置	・県の促進区域の基準により、「特定区域」については、市町村は促進区域の設定が不可
③環境・景観の保全	・県の促進区域の基準により、地域の環境の保全のための取組を行わなければならない。
④法令遵守	・促進区域内事業での認定の時に、関係法令を遵守していることを確認する。
⑤維持管理・廃棄等	・県の促進区域の基準により、地域の環境の保全のための取組を行わなければならない。
⑥実効性の確保（手続き・罰則等）	・市町村が認定する事業であるため、一定の実効性が確保される。

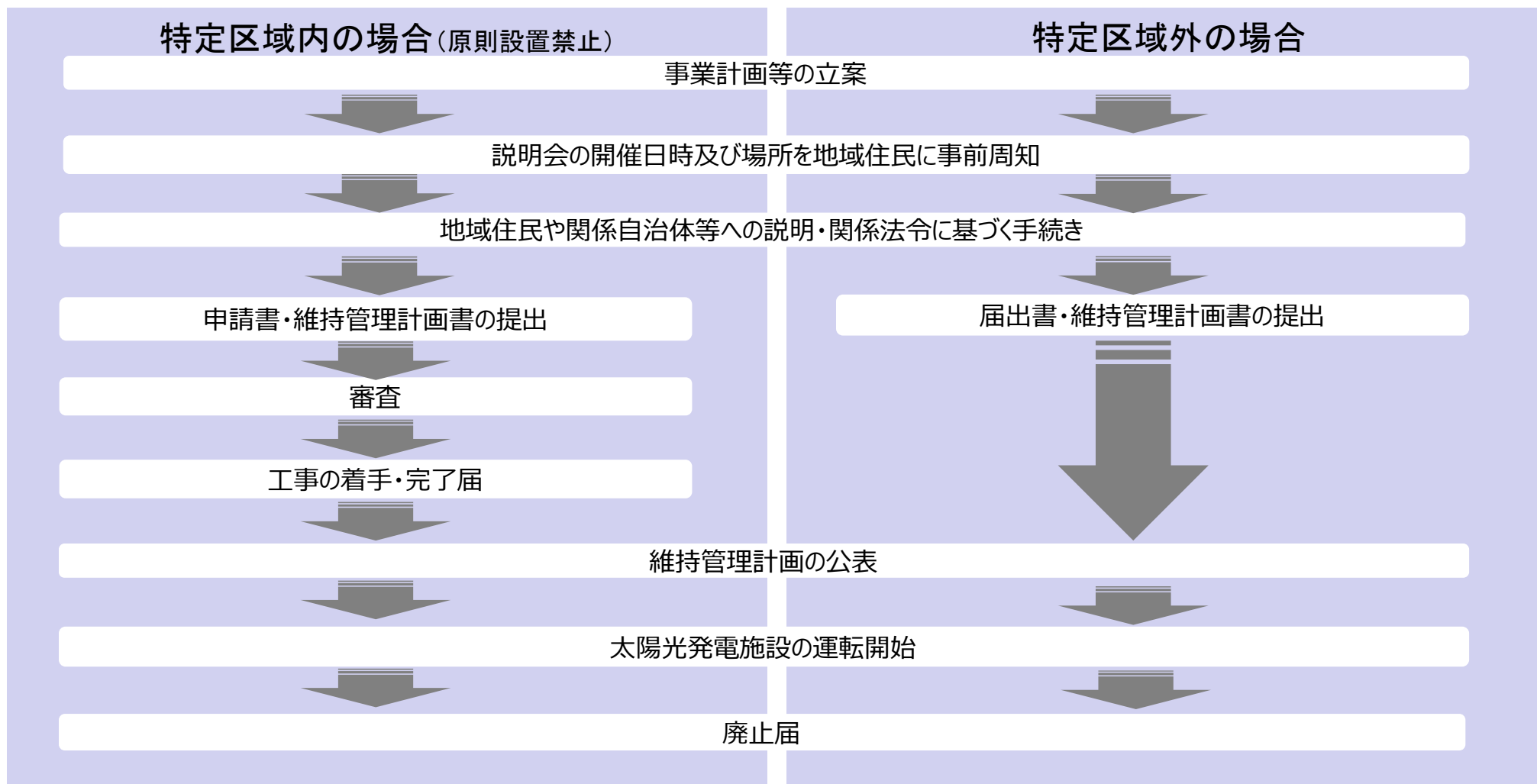
### 【※自己敷地内での自家消費事業について】

- 今後、サプライチェーン等の要請などにより、**企業自身による太陽光発電事業が増加する**ことが見込まれる。
- こうした中で、企業が**自己敷地内に設置する野立て太陽光発電設備についての取扱いについては、CSR（企業の社会的責任）との関係から、当初のたたき台（素案）では対象から除外**することを検討。
- しかしながら、企業自身による事業であっても、**近隣住民との意見調整が生じる場合がある**ほか、**特定区域内での事業実施を可能とし、抜け穴になる可能性も否定できない**ことから、**通常の場合と同様に、許可制又は届出制の対象としたい。**

### 3 対象事業に応じた手続の手法について

- 太陽光発電施設の設置は**原則届出制**とし、一定の安全性リスクを伴う**特定区域内事業は許可制**とする。
- **説明会の開催等を、申請書又は届出書の提出前に義務付ける。**  
 ※他県の条例においても、申請書又は届出書の提出前に、事業計画等を周知するための説明会の開催等を求めている。
- 説明会の開催時期は、FITの認定など、法令に定める手続きの申請前を原則とする。

#### 【手続のフロー（概要）】



## 4 ①地域住民等への説明（合意形成）について（1）

- 地域住民等が把握しないまま事業が進められることがないよう、事業者に対して、申請書又は届出書の提出の前に、事業計画の内容について住民等への説明を義務づける。
- 可能な限り住民等の声に配慮した事業計画となるよう、地域住民は、事業者に対して事業計画について変更を求めることができる。
- 求めを受けた事業者は、誠実に対応するよう努めなければならない。
- 市町村長は、事業者が講じようとする措置について、意見を述べるることができる。

項目	内容
目的	地域住民等が事業計画段階で適切に情報を把握し、また、地域住民等が意見を申し出て、事業者がそれに応えるための一定の手続きを設けることで、地域に調和した事業となることを目指す
時期	申請書又は届出書の提出前（事業着手前の一定の期間を確保） ※FIT認定の申請など、法律等で定める手続きとの関係も今後整理
説明内容	事業計画、環境・景観保全の内容、維持管理の方法、ほか住民等の求める情報 等
対象者	・事業区域が属する区域や事業区域に隣接する区域（自治会等の区域など）に居住する住民 等 ・事業区域が所在する市町村、事業区域に隣接する区域が所在する市町村
実施方法	原則として会場に対象者を集めて開催
説明記録	説明会の開催概要や説明内容、質疑応答等について、許可申請書や届出書に添付
責務	住民：事業計画の変更の求めに当たっては、理由を添えて申し出 事業者：住民等の理解が得られるよう、誠実に対応することに努める （要望に応えられない場合は理由を提示するなど）



## 4 ②安全確保措置について ―特定区域における対応方法―

- 現行の個別法令での対応を原則としつつ、災害のリスクがある事業及び山林開発型事業への対応のため、各法令の技術基準を参考にしながら許可制によってその安全性等を担保することとする。

特定区域	現状の対応	県条例における対応方針
<b>地域森林計画対象森林</b> (森林法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0.5ha未満の開発について<b>事前届出(伐採届)</b>が必要</li> <li>・0.5ha以上の開発について森林法に基づく許可基準に従い、<b>林地開発許可</b>が必要</li> </ul>	<p>各法令の技術基準やガイドライン等を参考に、<u>土砂災害等の発生</u>の助長や<u>太陽光発電施設の損壊のおそれがないよう許可基準を整備</u>する。</p> <p><b>【参考とする技術基準、ガイドラインの例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林地開発許可の基準</li> <li>・砂防三法許可の基準</li> <li>・建築基準法・長野県建築基準条例</li> <li>・電気事業法発電用太陽電池発電に関する技術基準</li> <li>・地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン (NEDO) 等</li> </ul>
<b>砂防指定地</b> (砂防法)		
<b>地すべり防止区域</b> (地すべり等防止法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域内で開発をする場合には左記の法令における許可基準に従い、許可が必要</li> </ul>	
<b>急傾斜地崩壊危険区域</b> (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)		
<b>土砂災害特別警戒区域</b> (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可等不要                (太陽光発電施設は建築基準法における建築物に該当しないため)</li> </ul>	
<b>上記全ての区域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気事業法に基づく<b>技術基準に適合した発電設備の構造にしなければならない</b>。(規模に応じて届出が必要)</li> </ul>	

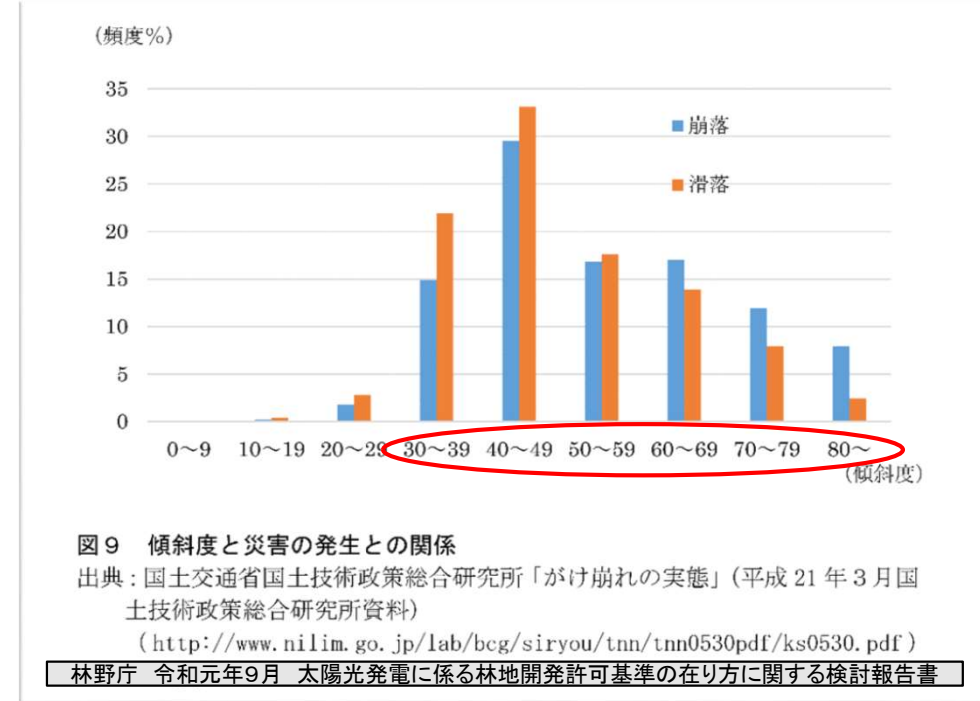
## 4 ②安全確保措置について - 斜度30度以上の箇所への設置 -

- **斜度30度以上の箇所においては、災害を助長しないよう、安全性を満たさない設備については設置を禁止とする。**
- **斜度30度未満の場合についても災害を助長するおそれがある場合は、必要に応じて発電設備を設置しないことを求める。**

### 【斜度30度箇所の法令等での取扱い】

法令	取扱い
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域として、 <b>傾斜度が30度以上の高さ5m以上の土地のうち</b> 、がけ崩れにより、危害が生じるおそれのある家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署、学校、病院等に危害が生じるおそれのあるものを指定。この区域内では <b>太陽光発電設備を含む工作物の新築が制限される。</b>
土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地の崩壊)	土砂災害特別警戒区域として、 <b>傾斜度が30度以上の高さが5m以上の土地のうち</b> 、がけ崩れにより、人家、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれがある区域、又は今後新規の住宅立地が見込まれる区域などを指定。 <b>太陽光発電に関する規制はなし。</b>
森林法 (林地開発許可基準)	林地開発許可の基準として <b>傾斜度30度以上の場合</b> に擁壁又は排水施設等の <b>防災施設を確実に設置</b> することを求めている。

### 【傾斜度と災害の発生との関係】



### 特定区域内の斜度30度以上の箇所で実施する事業

- ・災害を助長しないよう**安全性を満たさない設備については設置を禁止する。**  
⇒【許可制】とし、各法令での取扱いを参考に許可基準を整理

### それ以外の災害を助長するおそれのある事業

←**どう判断していくかは、整理が必要**

- ・斜度30度以上の箇所については**発電設備を設置しないことを求める。**
- ・斜度30度未満の箇所においても、**災害を助長するおそれがある場合は、発電設備を設置しないことを求める。**

## 4 ③環境・景観の保全について（１） <環境の保全（１）>

- 事業者は、環境保全策の検討を義務付ける区域内で50kW以上の事業を行う場合は、事前に環境保全策の要否等について検討を行い、その結果を公表、地域住民に説明する。
- 地域住民の意見を受けて、必要に応じて環境保全策を見直し、県に申請書等を提出。

### ◇対象とする区域

・環境保全策の検討を義務付ける区域は、次のような区域を想定

- ▶水道水源保全地区 ▶水資源保全地域 ▶国立公園、国定公園、県立自然公園 ▶自然環境保全地域
- ▶鳥獣保護区 ▶希少野生動植物生息地保護区 ▶郷土環境保全地域 ▶国有林、地域森林計画対象森林

### ◇検討対象項目は事業内容に応じて選定 ※

・検討の対象項目は、事業計画や**事業予定地及びその周辺**の状況に応じて選定

- 案：水道水源保全地区内、水資源保全地区内で事業を行う場合 ⇒ **水環境**を選定  
自然環境保全地域内で事業を行う場合 ⇒ **動植物**を選定

### ◇事業による影響を踏まえて、環境保全策を検討 ※

- ・文献収集や聞き取り等により対象項目ごとに影響を想定
- ・事業による影響を**回避・低減する必要がある場合は**、併せて環境保全策を検討（事業者の負担を考慮し、実行可能な範囲で環境保全策を検討する）

### ◇周辺住民の意見を反映

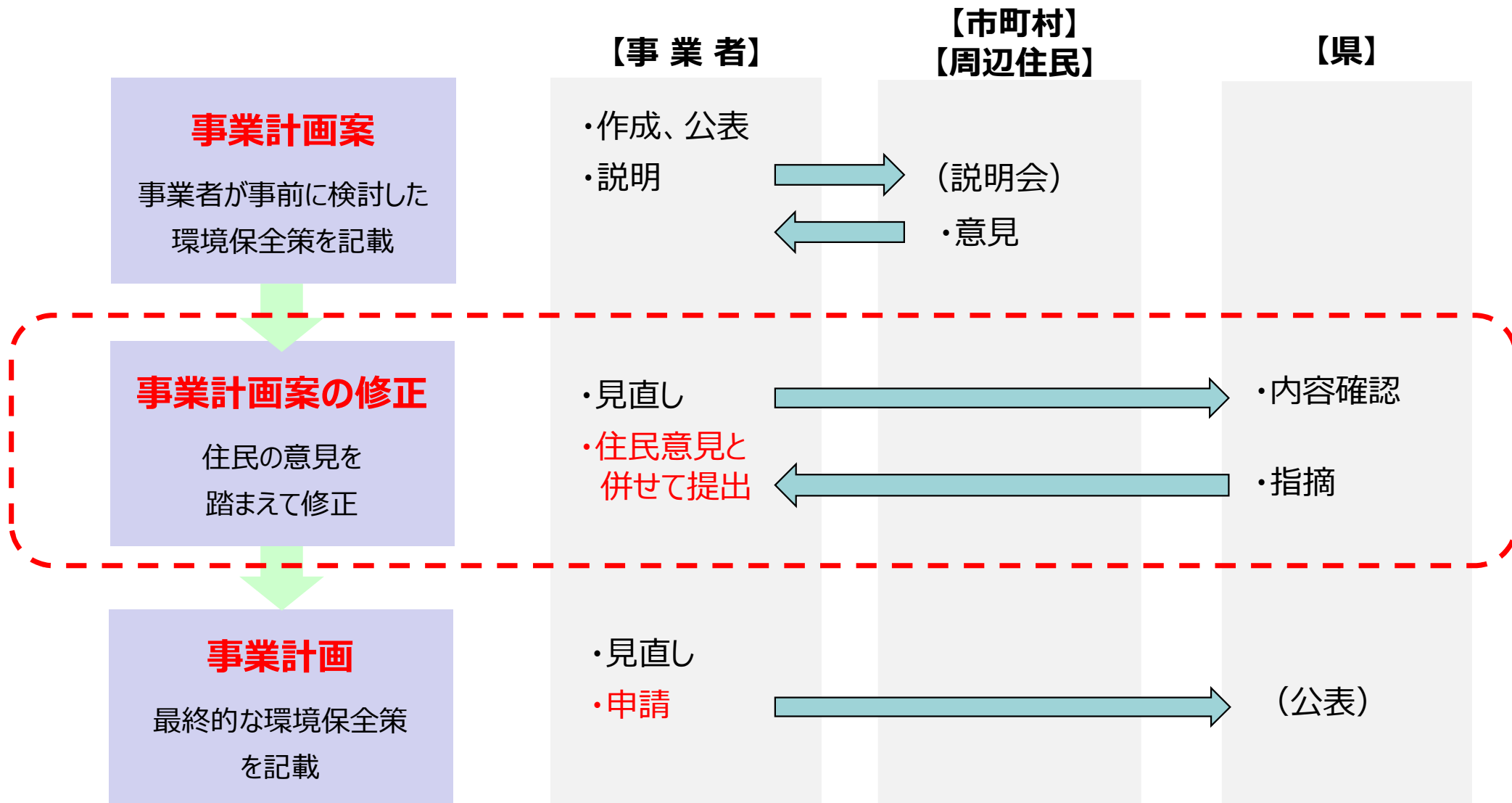
- ・事業者は、環境保全策の内容を**事業計画案**に記載し、周辺住民に説明  
⇒ 周辺住民の意見を受けて、事業計画や環境保全策を見直し、**事業計画**で提出

※ 対象項目の考え方や検討の手法については、ガイドラインなどで示す



# 4 ③環境・景観の保全について（2） <環境の保全（2）>

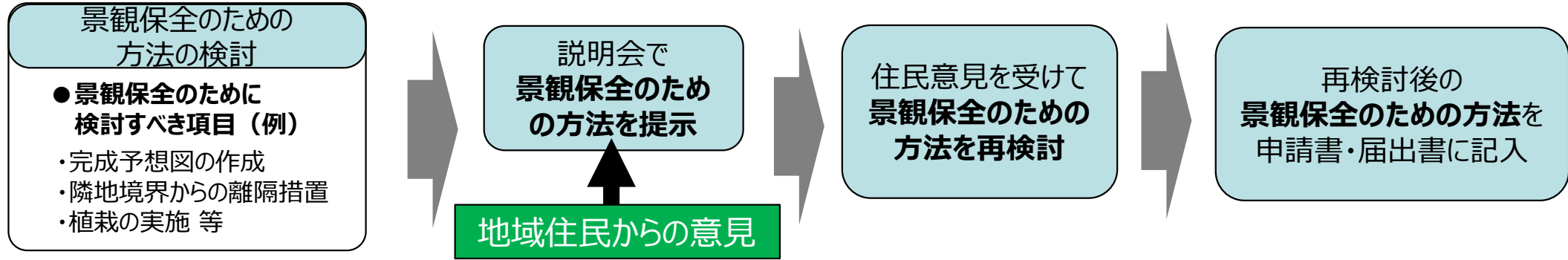
- 環境保全策の検討結果は**事業計画案の項目の一つとして一体的に地域住民に説明**することを想定
- 住民は修正の要望が可能。修正後の環境保全策は事業計画の項目の一つとして県に提出



# 4 ③環境・景観の保全について（3） <景観の保全>

- 事業者は、説明会において、**景観保全のために検討すべき項目**について、**地域住民に対して対応方法を提示**。
  - 地域住民は、事業者に対して**景観保全のための意見を述べる**ことができる。
  - 事業者は**当該項目に該当する意見について**、方法の再検討を含め、誠実に対応するよう努めなければならない。
- ※ 長野県景観条例の基準等を参考に、事業者が**検討すべき景観保全の項目を整理**

## 【景観保全のためのプロセス】



## 【景観保全のために検討すべき項目のイメージ】

長野県景観条例における基準や設置にあたっての配慮事項を参考に（整合性を確保）**検討すべき項目を整理**

項目		検討すべき景観保全のための項目（例） （長野県景観条例 太陽光発電施設の設置にあたっての配慮事項より）
太陽電池モジュール	全体	・公共的な眺望点からの景観への影響に特に留意し、 <b>必要に応じて完成予想図の作成（シミュレーション）等の実施</b> 。
	配置	・ <b>敷地が主要な道路や住宅の敷地等に隣接する場合は、太陽電池モジュールを境界から一定距離後退する</b> 。
付帯設備		・ <b>電柱電線類については、極端に増加させないよう、低減に努める</b> 。
その他		・施設の規模が大きく <b>主要な道路や住宅地に反射光の影響が懸念される場合は、配置や向き、傾斜の角度、材料、植栽等の遮へい措置について検討する</b> 。

## 4④法令遵守について

### ■ 関係法令のほか県条例・市町村条例に一定の違反が認められる事業者について、欠格要件といった形で一定の期間、事業を許可しない手法の導入について検討

- ・ 再生可能エネルギー事業に関する法令、
- ・ 県と趣旨・目的を同じくする市町村条例
- ・ 新たに導入する今回の県の条例

◇欠格要件の趣旨は、申請者の適性について、**例規に従い適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化し排除**すること。再生可能エネルギー事業に関する法令や、県条例と趣旨・目的を同じくする市町村条例の規定に違反して刑事罰に処せられた者や処分を受けた者については、県条例に従って適正な太陽光発電施設の設置を期待することは困難

◇なお、他法令や他県条例を勘案すると、**違反してから2年を超えた期間を欠格とするのは比例原則に反する恐れ。**

⇒**関係法令や、県条例と趣旨・目的を同じくする市町村条例の規定に違反してから一定の期間（例えば2年間）は欠格事由に該当する事業者として、申請を不許可とするといった方法を検討。**

（※届出の扱いについては引き続き検討）

### ■ 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例

第8条 土砂等の盛土等を行おうとする者は、盛土等区域ごとに、知事の許可を受けなければならない。

#### 第13条（許可の基準等）

知事は、**第8条の許可**の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ同条の許可をしてはならない。

オ 土砂等の盛土等の施工に関し**不正な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当の理由がある**者として規則で定めるもの

### ■ 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則

#### 第7条（不正な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当の理由があるもの）

条例第13条第1号のオの規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）森林法、地すべり等防止法、宅地造成等規制法、都市計画法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、長野県砂防指定地管理条例、この条例又は**市町村が定めた土砂等の盛土等の規制に関する条例の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたもの。**

（2）略

（3）県の区域において、条例第8条の許可の**申請前3年間に次に掲げる処分を受けた者**（当該処分による義務を履行した者を除く。）

ア ～キ 略

ク **市町村が定めた土砂等の盛土等の規制に関する条例の規定に基づく処分**

## 4 ⑤維持管理・廃棄等について（1）

- 災害の発生を防止し、周辺環境の保全に支障が生じぬよう太陽光発電事業を長期間、安定的に運営するためには、**施設等について常時安全かつ良好な状態を維持することが必要。**

このため、**県が定める維持管理基準に従い適切な維持管理を義務づける。**

（既存事業者も対象とするかは執行体制も含め要検討）

- **事業終了に伴い撤去する太陽光パネル等についてのリユース・リサイクルや廃棄処分行うことを求める。**

項目	イメージ
維持管理基準の設定	県は、太陽光発電施設等の適正な維持管理を実施するための基準を設定
維持管理計画の作成	事業者は、基準に従い維持管理計画を作成
維持管理計画の公表	事業者は、作成した維持管理計画を公表（例えばインターネット利用による方法）
事故等発生時の対応及び報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、維持管理計画に従い実施した維持管理の結果を記録・一定期間保存</li> <li>・事業者は、事故等が生じたときは対応措置を県に速やかに報告</li> </ul>
リユース・廃棄処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、使用した土地について安全対策、原状回復等を実施</li> <li>・発電施設の撤去は国が定める指針に基づき適切に処分</li> </ul>

## 4 ⑥実効性の確保（手続、罰則等）について

■ 事業者に課す条例上の義務については、勧告、命令、事業者名の公表、罰則によってその実効性を担保する。

◇ 他県の条例においても罰則（＝過料）を設けているのが通例。

太陽光発電施設の設置には、関係法令の遵守が必要。違反した場合の刑事罰は関係法令で設けられている。

◇ 事業者名の公表による企業イメージの悪化を恐れて義務の履行が期待される。（実際に倒産の事例もあり）

⇒ 義務の内容・性質に応じ、実効性が担保される手段を定める取扱いとする。

	罰則の内容	違反対象者	摘要
山梨県	5万円以下の 過料	①設置許可又は変更許可を受けないで太陽光発電施設を設置した者等 ②設置届出又は届出内容の変更をしないで太陽光発電施設を設置した者 ③報告、資料の提出に応じない者等 ④立入検査に応じない者等 ⑤発電出力10kw以上の既存施設に係る変更許可を受けないで設置した者等 ⑥発電出力10kw以上の既存施設に係る設置届出又は届出内容の変更をしないで設置した者等	
宮城県		①、②又は④ ⑦事業計画の届出をしないで、又は虚偽の届出をして太陽光発電施設を設置した者	
奈良県		① ⑧大規模太陽光発電施設の設置、設置規制区域の設置若しくは変更許可を受けないで設置した者に対する勧告→勧告に従わない命令違反 ⑨許可取消されたけど工事を中止しないなど勧告→命令違反 ⑩不正により許可を受けた者	
兵庫県		⑦ ⑪工事完了後に太陽光発電施設を増設しようとする場合の届出又は変更届をしていない者、虚偽の届出をした者 ⑫説明会記録に虚偽記載をして提出した者	風力発電施設も対象

※和歌山県、岡山県及び山形県については、罰則規定なし。

## 5 県条例と市町村条例との関係について

■ 県条例と趣旨・目的を同じくする市町村条例の規定については、県条例の適用を除外する又は一部除外することができる規定を設ける。

◇ 県条例と市町村条例の規定の趣旨・目的が重複する場合、住民に二重の負担を強いることになる。

◇ 県条例は全県を対象とするものである一方、各市町村が地域的な特性を勘案し、県条例と趣旨・目的を同じくする条例を制定している場合には、市町村条例の方がより地域の事情に即した内容であると考えられる。

⇒ 適用除外規定を設けても、県条例の目的を達成できる場合には、県条例の規定を適用しない取扱いとする。

### 【参考】他県の状況

山梨県	宮城県	岡山県	和歌山県	山形県	兵庫県	奈良県
知事が、市町村が実施した県条例の目的の全部又は一部を達成することができる <u>と認めるときは</u> 、市町村の区域においてこの条例の全部又は一部の規定を適用しないことができる。	市町村の条例の規定による <u>手続等により、この条例の規定による手続等と同等以上の効果がある期待できると知事が認めるときは</u> 、市町村の区域の全部又は一部の区域における手続等については、この条例を適用しない。	県条例の規定による許可、届出その他の手続等と同等以上の効果が期待できる内容を規定する条例を有するときは、この条例を適用しない。	なし。	地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和を確保するための措置の適切な実施が確保されるときは、条例の一部の規定を適用しない。	太陽光発電施設等の設置に係る届出等に関して必要な事項を定め、 <u>良好な環境及び安全な住民生活を確保することを目的とする条例を制定している市町村の区域におけるこの条例の規定は適用しない。</u>	知事は、市町村条例による施策等により県条例の目的の全部又は一部を達成することができる <u>と認めるときは</u> 、この条例の全部又は一部の規定を適用しないことができる。



## 6 市町村との役割分担について

- 地域に調和した太陽光発電事業を推進するためには、地域を熟知した市町村との連携が必要。
- もっぱら売電目的の事業や、安全基準や環境保全の審査を要する技術的・専門性の高い事業については県が、自家消費目的の事業や小規模事業については市町村が、それぞれ事務を処理。（事務処理特例条例で委任）

◇ **特定区域内における事業・50kw以上の事業 ⇒ 県**

◇ **50kw未満で特定区域外で実施する事業 ⇒ 市町村**

※50kW未満：FIT制度上、地域活用要件があることに加え、自家消費目的が多数。  
電気事業法においても低圧案件として区分。

### 【参考】長野県内のFIT認定件数

2023.3末時点現在 FIT事業計画認定情報公表用ウェブサイトより 県作成

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	合計
20kW以上～50kW未満	1,338	3,360	2,276	879	1,311	227	1,848	1,114	89	99	50	12,591
50kW以上～500kW未満	214	244	168	60	85	17	84	79	41	60	33	1,085
500kW以上～1,000kW未満	46	48	29	7	15	2	17	0	2	0	3	169
1,000kW以上～2,000kW未満	37	39	33	11	11	6	18	3	1	1	3	163
2,000kW以上	6	10	3	0	2	0	0	0	0	0	0	21
合計	1,641	3,701	2,509	957	1,424	252	1,967	1,196	133	160	89	※ 14,029

うち稼働数は11,118

## 【議事（3）】

### 市町村からの意見等への対応について



# 市町村への意見照会の結果について

## 市町村への意見照会（4月17日～4月26日）を実施

※4月13日に市町村担当者向けに説明会を開催（第1回専門委員会資料）

### 調査項目 1

- ・太陽光発電設備を設置する場合に手続等が必要となる条例について  
第1回専門委員会で提示した条例素案（たたき台）の項目に従い整理

結果 参考資料 1、2 のとおり

再エネ単独条例制定市町村数 **30**※市町村（77市町村中） ※照会実施時点

### 調査項目 2

- ・太陽光発電設備についての課題や、問題点、県への要望について

結果 回答数 34市町村

### 調査項目 3

- ・第1回専門委員会で提示した条例素案（たたき台）の項目に従い意見聴取

結果 回答数 24市町村 68件

※主な意見を次ページで提示

# 市町村からの主なご意見（4月17日～26日照会）

分類	ご意見	対応の方向性（案）
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観、防災の観点から周辺住民の反対運動が頻発している。<b>一定規模については、県条例による許可制度としていただき、厳格な基準による審査をしていただきたい。</b></li> <li>・事業者に対し、県の手続き開始よりも早期の段階で市町村へ事前相談があるべき制度としてほしい。</li> <li>・<b>50kW以上の事業は、許可制とすべきではないか。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規模の大小や、高圧設備の理由をもって一律の禁止（許可制）とするのは難しいとの意見を踏まえ、許可制と届出制の併用について検討</li> </ul>
住民等への説明（合意形成）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民説明は当然のことながら、<b>地元自治区と協定を締結するなどの条件を付していただきたい。</b></li> <li>・説明会の開催を義務付けとあるが、形式的な説明会だけでは住民等との合意形成は図れないと思料されることから、<b>説明対象範囲の設定にはじまり、何をもって住民等との合意形成が取れたと判断するのか等、丁寧な制度設計が必要と考える。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な対応として全ての事業について協定締結は難しい面があるが、住民説明の手法について引き続き検討</li> </ul>
安全確保措置、環境・景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県として、<b>何らかの排水基準を設けていただき、基準を満たしているかどうかを審査する必要</b>があるのではないだろうか。</li> <li>・景観に不安を抱く住民が多いことから、開発地（太陽光パネル）を<b>目視できないように植栽を義務化するなどを考えてもらいたい。</b>また、景観については、主観的な部分が大きいことから、抽象的な表現でなく、<b>ある程度はっきりとした基準を設けて</b>いただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種法令の基準やガイドライン等を参考に、許可基準について検討</li> <li>・景観条例等の基準を参考としながら、景観保全のための措置について検討</li> </ul>
法令遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県条例の中で、市町村が<b>抑制等している地域については、県もそれに準じるような内容</b>にしてもらいたい</li> <li>・<b>長野県内の一自治体にて規定違反があれば、当該自治体だけではなく長野県内では売電できない等の包括した罰則を設けるのはどうでしょうか</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県条例は全県共通のベースとし、市町村は地域の特性に応じて上乘せ・横出しするような仕組みを検討</li> <li>・法令等違反時の事業参入抑制方法の検討</li> </ul>
維持管理・廃棄等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置事業者によっては、あらかじめ転売を目的としている場合もあるため、手続きの段階から設置目的を明確にさせるとともに、<b>転売後も適切な維持管理をさせる条文が必要</b>と考える。</li> <li>・<b>既存の設備の維持管理も条例に規定して</b>いただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者変更時の対応（変更届出）や既存施設の取扱いも引き続き検討</li> </ul>
手続き・罰則等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>罰則の強化</b>を検討していただきたい。</li> <li>・公表だけでなく、<b>過料等も合わせて対象</b>にすることはできないのでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他県事例や他法令との均衡も考慮しつつ検討</li> </ul>
市町村条例との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県条例制定の際には、<b>市町村条例と齟齬が生じないよう検討して</b>いただきたい。</li> <li>・すでに設置の自治体の条例との整理を行う予定であるが、<b>今後制定予定の自治体の規制内容との整合</b>をどのように考えているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・趣旨・目的を同じくする部分の条例の一部適用除外といった方法について検討</li> <li>・市町村が意見の申し出ができる仕組みを検討</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模な村では<b>技術系の職員がいいため基準を満たしているか判断できない</b>ことから<b>県でチェックできる体制</b>を講じていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の手引書等も示すことを検討</li> </ul>

意見等を踏まえたたたき台（素案）への  
反映について

【参考・再掲】

# 地域と調和した太陽光発電事業の推進に向けた条例・素案（たたき台）

令和5年3月30日長野県環境審議会  
 地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に関する専門委員会【第1回】資料

条例制定の趣旨

2050ゼロカーボンに向け、地域と調和した再生エネルギー事業を推進するため、地域合意の促進に資する  
 手続・基準を設ける

対象事業

太陽光発電事業（10kW以上）  
 ただし、屋根上や自己敷地内等の自家消費用、及び**促進区域内事業**※を除く。  
※ 温対法に基づき事業計画が認定を受けたものに限る

県と市町村の役割分担

- ① 特定区域※内での事業 ⇒ **県の許可制**
  - ② 50kW以上の大規模事業（①を除く） ⇒ **県の許可制又は事前届出制**
  - ③ その他の事業 ⇒ **市町村への事前届出制**
- ※ 市町村と要協議

\* 特定区域：地域森林計画対象森林区域  
 土砂災害特別警戒区域  
 土砂三法区域

内容

項目	規制内容（*赤字は長野県オリジナル）	
① 住民等への説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開発着手前の事業計画の提出を義務付け</li> <li>○ 事業計画の説明会の開催を義務付け</li> </ul>	
② 安全確保措置	右の区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以下の区域内では、安全基準を満たすもの以外は事業禁止                      ・地域森林計画対象森林区域 ・土砂災害特別警戒区域 ・土砂三法区域</li> </ul>
	全ての区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>斜度30度以上の急傾斜箇所に設備を配置しないことを義務付け</b></li> </ul>
③ 環境・景観の保全	右の区域（50kW以上の事業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以下の区域内では、環境保全策の検討を義務付け                      ・国有林、地域森林計画対象森林区域 ・水資源保全地域、                      ・国定公園、県立自然公園、 ・自然環境保全地域 等</li> </ul>
	全ての区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>景観等との調和に努めることを義務付け</b></li> </ul>
④ 法令遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法令遵守の誓約</li> <li>○ 更に、県内において現に太陽光発電に関する<b>法・条例に違反状態にある事業者の場合、その間の新規事業の許可を保留</b>（※届出対象事業の規制方法は要検討）</li> </ul>	
⑤ 維持管理、廃棄等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 維持管理・廃棄（リサイクル）計画の提出を義務付け</li> </ul>	
⑥ 実効性の確保（手続・罰則等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業着手、計画変更、廃止等の事前許可申請・届出を義務付け</li> <li>○ 立入検査、違反に対する指導・勧告・命令・公表・罰則等</li> </ul>	

# 条例素案（たたき台） 《第1回専門委員会意見等を踏まえた方向性》

条例制定の趣旨

2050ゼロカーボンに向け、地域と調和した再生エネルギー事業を推進するため、地域合意の促進に資する  
 手続・基準を設ける

対象事業

太陽光発電事業（10kW以上）  
 ただし、屋根上や**促進区域内事業※**を除く。

※ 温対法に基づき事業計画が認定を受けたものに限る

手続き  
 手法

- ① 特定区域※内での事業 ⇒ **県の許可制**
- ② 50kW以上の大規模事業（①を除く） ⇒ **県への事前届出制**
- ③ その他の事業 ⇒ **市町村への事前届出制**  
※ 市町村と要協議

\* 特定区域：地域森林計画対象森林区域  
 土砂災害特別警戒区域  
 土砂三法区域

内容

項目		規制内容（赤字は長野県オリジナル）
① 住民等への説明		○ 開発着手前の事業計画の提出を義務付け ○ 事業計画の説明会の開催を義務付け ○ <b>地域住民は事業計画の変更の申し出が可能、事業者は誠実な対応に努める</b>
② 安全確保措置	右の区域	○ <b>以下の区域内では、安全基準を満たすもの以外は事業禁止（許可制）</b> ・地域森林計画対象森林区域 ・土砂災害特別警戒区域 ・土砂三法区域
	全ての区域	○ <b>斜度30度以上の急傾斜箇所その他災害の恐れのある箇所（基準については要検討）に設備を配置しないことを求める（許可制（①）・措置の求め（②③））</b>
③ 環境・景観の保全	右の区域（50kW以上の事業）	○ <b>以下の区域内では、環境保全策の検討を義務付け。事業者は結果・対応を住民に説明、地域住民からの申し出について誠実な対応に努める</b> ・国有林、地域森林計画対象森林区域 ・水資源保全地域、 ・国定公園、県立自然公園、 ・自然環境保全地域 等
	全ての区域	○ <b>地域住民は景観保全に関し申し出が可能、事業者は誠実な対応に努める</b> （隣地境界からの離隔やそれによりがたい場合は植栽等を施すことなど、長野県景観条例の基準等を参考に、事業者が検討すべき景観保全の項目を整理）
④ 法令遵守		○ 法令遵守の誓約 ○ 更に、県内において現に太陽光発電に関する <b>法・条例に違反又は処分を受けた事業者の許可について、一定の欠格期間を設定</b> （届出対象事業者については要検討）
⑤ 維持管理、廃棄等		○ 維持管理・廃棄（リサイクル）計画の提出を義務付け（既存事業者を含むかは要検討）
⑥ 実効性の確保（手続・罰則等）		○ 事業着手、計画変更、廃止等の事前許可申請・届出を義務付け ○ 立入検査、違反に対する指導・勧告・命令・公表・罰則（過料5万円以下）等 ○ <b>市町村長は事業者の是正措置について意見の申し出が可能</b>

# 条例の制定の経過・検討スケジュール④

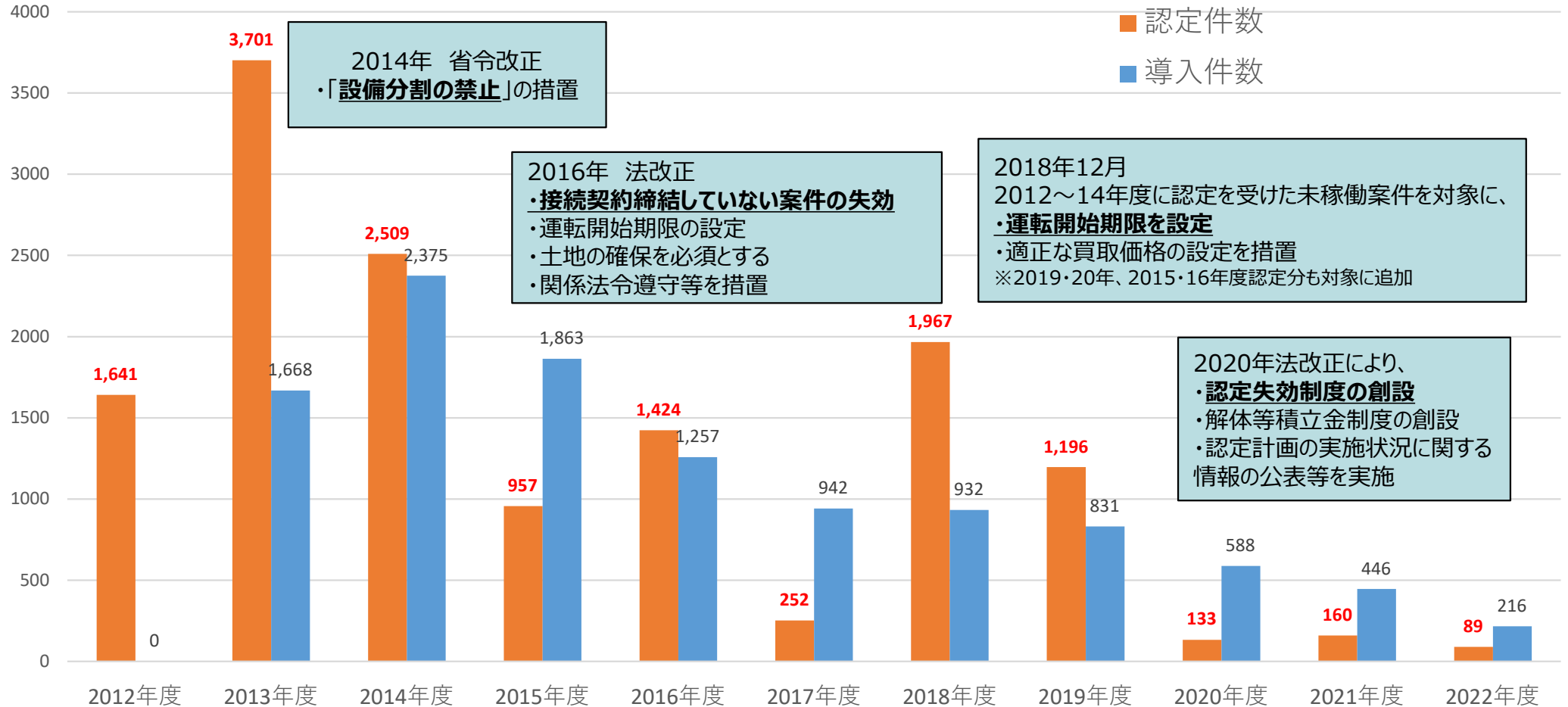
時 期	開催行事等	内容等
R5.3.17	長野県環境審議会・諮問	
3.30	<b>第1回専門委員会</b>	現状と課題、条例の方向性について
4.17	市町村へ意見照会（～4.26）	第1回専門委員会検討内容
4.20 4.25	県市長会総会 県町村会政務調査会合同部会	同上
5.23	<b>第2回専門委員会</b>	第1回委員会・市町村意見を踏まえた 条例の枠組みについて
5.25	県と市町村との協議の場	第2回専門委員会検討内容
6月上旬	<b>長野県環境審議会・中間報告</b>	同上
6月中旬	<b>第3回専門委員会</b>	パブリックコメント案について
	パブリックコメント	
7月中旬	<b>第4回専門委員会</b>	パブリックコメント結果、審議会報告案
7月下旬	<b>長野県環境審議会報告・答申</b>	

## ＜参考資料＞



# 【参考】FIT制度の変遷と県内導入件数の状況

## 20kW以上 FIT年度別導入件数状況（R4.3末時点）



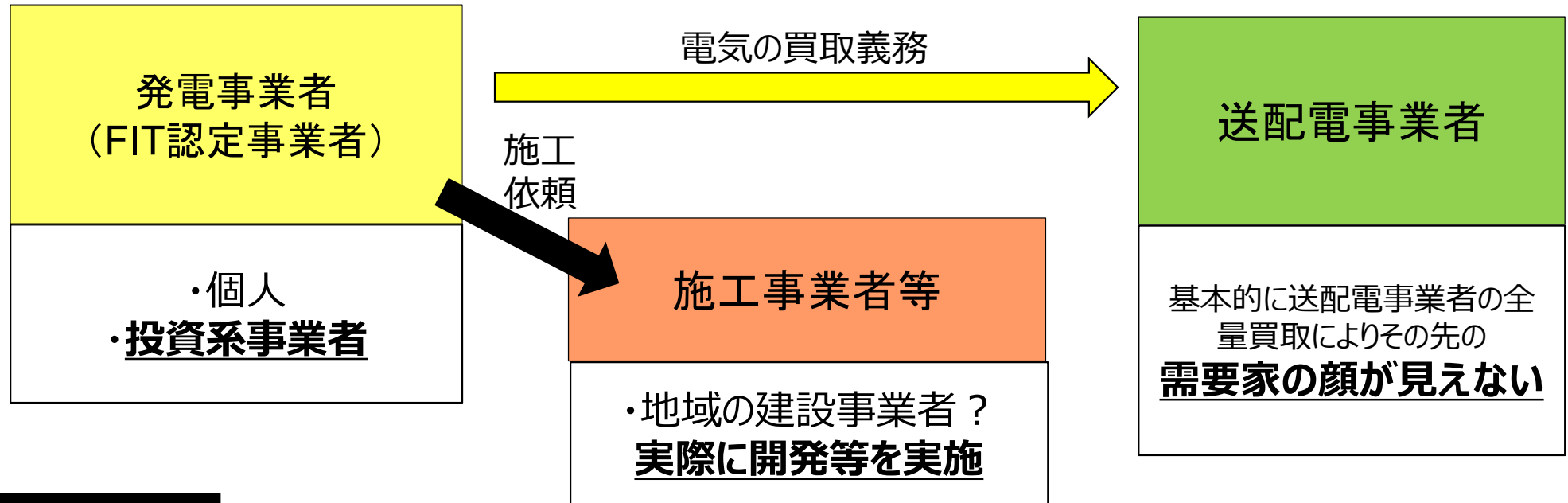
一部引用：経産省 R4.4.21 第1回再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会資料

・FIT制度創設以降、太陽光発電の導入は大きく増えたが、度重なる制度改正（規律強化）により、**導入量は年々減少している。**



# 【参考】FIT制度創設～現在までの主な発電事業の状況イメージ

## FIT制度創設～現在までの主な発電スキーム



### 課題等

- 高い固定価格買取価格に加え、送配電事業者の買取義務、インバランス特例などの低い参入障壁により、個人を含む**投資的開発案件が大きく目立つ**。
- 発電事業の権利が転売され、**事業主体が不明瞭**となる場合が多数。  
※なお、自治体においては、FIT自治体情報システムにより時点での発電事業者、保守点検事業者は確認が可能。
- 発電事業者が個人であり、電気は基本的に市場へ流れることから、需要家も特定されず、**事業の責任者が不明瞭**
- FIT認定取得後、部材等の価格低減まで稼働させない、いわゆる**未稼働案件**の増加。  
⇒ 2020年法改正により、失効制度の導入

条例において、事業の**責任の所在を明確化**し、投資的開発案件が**ずさんな施工、管理とならないよう**にする必要あり

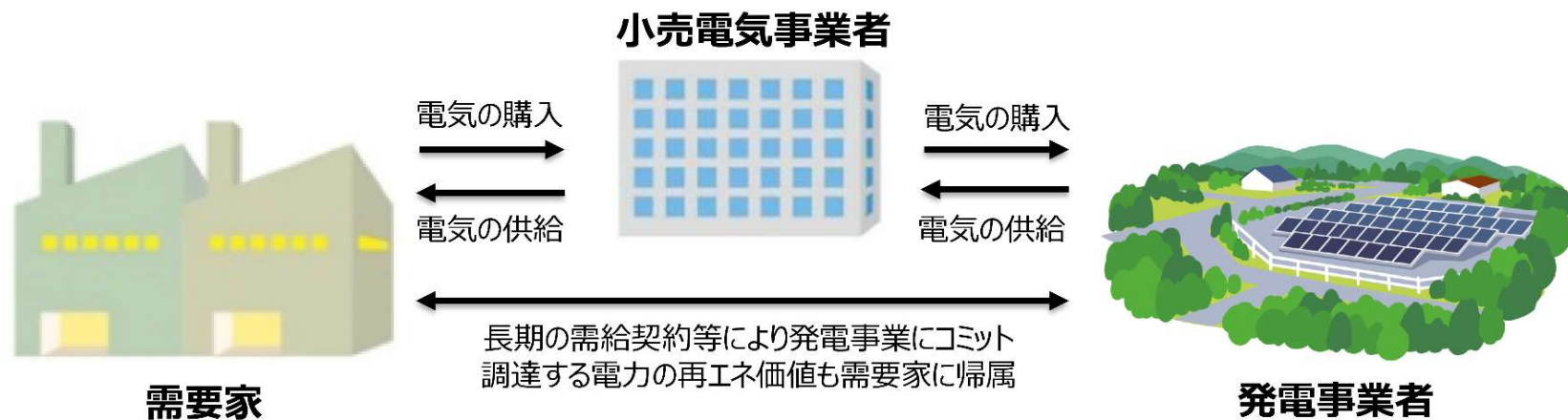
# 【参考】今後の発電事業の想定 需要家によるコミットメントモデル

## 需要家によるコミットメントモデル（UDAモデル）

令和4年7月13日 経済産業省 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第43回）資料

- 世界的な環境意識の高まり（RE100、SDGs等）から、製造業等を中心として、**追加性（FIT等の支援に依らず、新設されたもの）**のある再エネ調達が求められる状況。
- こうした中、再エネを必要とする**需要家のコミットメント（長期買取や出資など）**の下で、**需要家、発電事業者、小売事業者が一体**となって再エネ導入を進めるUDA（User-Driven Alliance）モデルの拡大が不可欠。

### UDAモデルの概要



- ✓ 電気を使用する需要家が長期にわたって電気を買い取ることで発電事業にコミットし、需要家主導による導入を進めるモデル。

・サプライチェーンによる要請などにより、**FIT制度等に頼らない**、需要家のコミットメントが強いPPA事業※等が増加すると想定される。

※PPA事業

「Power Purchase Agreement（電力購入契約）」の略称で、一般的に太陽光発電事業者（PPA事業者）が自治体・企業の屋根や遊休地などに無償で太陽光発電設備を設置し、発電した電力を供給（販売）する仕組みのこと

条例において**地域との共存、地域との合意形成を進める手続きを設ける**ことで、需要家の再エネ電気の確保と、地域と調和した再生可能エネルギーの導入を後押し

# 【参考】景観の保全について（景観法、長野県景観条例）

## 【長野県景観条例での取扱い】

- ・太陽光発電施設については、太陽光電池モジュールの築造面積の**合計1,000平方メートル超が届出の対象**
- ・太陽光発電施設の建設は**影響予測対象行為**に該当し、届出の際には以下の添付図書が必要

- |                                  |                             |
|----------------------------------|-----------------------------|
| ● <b>眺望点からの完成予想図</b>             | ● 行為地及び完成予想図を作成した眺望点を示した図面  |
| ● <b>眺望点関係者への説明状況について記載した報告書</b> | ● 行為地周辺住民等への説明状況について記載した報告書 |
| ● <b>太陽光発電施設の設置にあたっての配慮事項</b>    |                             |

※長野県景観条例における景観育成基準は今後見直しを予定

## 【太陽光発電施設の設置にあたっての配慮事項】

項目	配慮事項
太陽電池モジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・稜線や斜面上部、高台等、周囲から見通せる場所は極力避ける。やむを得ずそのような場所を選定する場合は、屋根や地形の連続性が損なわれる等の違和感が生じないように、樹木の伐採や土地の掘削を最小限にとどめる。</li> <li>・公共的な眺望点からの景観への影響に特に留意し、<b>必要に応じて完成予想図の作成（シミュレーション）等の実施を検討する。</b></li> <li>・<b>敷地が主要な道路や住宅の敷地等に隣接する場合は、太陽電池モジュールを境界から一定距離後退させる。</b></li> <li>・施設の規模や地形等に応じて分割する等、大規模な平滑面が連続することを避ける。</li> <li>・周辺からの視界をできる限り遮らないよう、施設の高さは極力抑える。</li> <li>・主要な道路や公共的な眺望点から見える場合は、太陽電池モジュールの垂直投影面積を極力抑える。</li> <li>・当該地に応じた架台を選定するとともに、太陽電池モジュールの向きや傾斜をそろえる等、配列に一定の規則性を持たせる</li> <li>・太陽電池モジュールの傾斜角は、周囲の山並み、建築物の屋根等と極力整合させる。</li> <li>・太陽電池モジュールの裏面が周辺の道路等から見えにくくする。</li> <li>・低反射のものを選択するか防眩処理を施す等、太陽光の反射を低減する対策を行う。また、素材の結晶が目立たないものを選択する。</li> <li>・黒又は濃紺を基本とし、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。</li> <li>・【フレーム】低反射の素材を用いる。太陽電池モジュールと同系色を用いる。</li> </ul>
付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フェンス等については、色彩、形態・意匠に配慮する。</li> <li>・<b>電柱電線類については、極端に増加させないように、低減に努める。</b></li> <li>・架台、パワーコンディショナー及び変圧器等の付属設備については、色彩等に配慮する。</li> </ul>
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽計画にあたっては、効果が早期に発揮できるよう、根巻きを行った苗などの使用を検討するとともに、植栽間隔や苗木の大きさに配慮する。</li> <li>・樹種の選定にあたっては、外来種及び低木性の樹種を避け、地域に適した植生とする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の規模が大きく<b>主要な道路や住宅地に反射光の影響が懸念される場合は、配置や向き、傾斜の角度、材料、植栽等の遮へい措置について検討する。</b></li> <li>・施設及び敷地内は、定期的に保守点検を行うなど、適切に維持管理を行い、景観の保守に努める。</li> </ul>

※上記内容は、太陽光発電施設の設置にあたり、行為者への指導・助言の参考とするものです。





# 【参考】他県における状況（住民等への説明（合意形成））

	山梨県	宮城県	岡山県	和歌山県	山形県	兵庫県	奈良県
実施	義務	義務	努力義務	義務	義務	義務	義務
説明内容	①事業計画、②環境及び景観に及ぼすに関する影響調査・予測・評価方法、③環境及び景観に及ぼす影響評価、④維持管理計画	①事業計画、②環境及び景観に及ぼす影響評価、③維持管理計画、④緊急時対応、⑤地域メリット、⑥地域住民等の求める情報	事業計画、施工計画	事業計画	事業計画	事業計画	規則が公表されておらず以下 詳細不明 R5.4.1.公布 R5.10.1施行
対象者	事業区域が所在する市町村と協議し、市町村が必要と認める地域住民等	事業区域が所在する市町村、事業区域に隣接する市町村及び周辺地域の行政区長等に相談し、配慮すべき地域住民等の範囲について把握	①太陽光発電施設に隣接する土地に所有権又は借地権を有する者、②上記土地に存する建築物に所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者、③地元自治会の関係住民	市町村と協議し、説明会を開催すべき関係自治会の情報（連絡先等）を把握	関係市町村と説明会を開催すべき地元住民の対象範囲について協議	①事業区域に隣接する土地に所有権又は借地権を有する者、②上記土地に存する建築物に所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者、③地元自治会の関係住民、④知事があらかじめ市町長の意見を聴いて定める者	
実施方法	会場に対象者を集めて開催（但し、住民の要望により集める以外の方法によることも可）	①地域住民を集めた説明会、②住民宅訪問による個別説明、③回覧・ポスティングによる情報提供	①地域住民を集めた説明会、②住民宅訪問による個別説明、③回覧・ポスティングによる情報提供	会場に対象者を集めて開催	会場に対象者を集めて開催	説明会等の面談による説明	
実施時期	—	—	—	自治体との協議が終了し、事業計画案ができた段階	県・関係市町村との協議が終了し、事業計画案作成後	工事着手の60日前までに行う届出より前	
説明記録	説明会の開催状況（説明内容、質疑応答状況）を申請・届出時に添付資料として提出	地域住民等説明実施記録を申請・届出時に添付資料として提出	—	説明内容、会場での住民の意見、その意見に対する回答等を取りまとめ、認定申請時の添付資料として提出	説明内容や地元住民の意見等について取りまとめ、認定申請時の添付資料として提出	近隣説明実施記録を届出時に添付資料として提出	

## 【参考】他県における状況（許可基準等）

### 【欠格事由について】

	山梨県	宮城県	岡山県	和歌山県	山形県	兵庫県	奈良県
欠格事由	関係法令の規定に違反していること	関係法令の許認可等を受けていないこと	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して<b>2年を経過していないこと</b></li> <li>・許可を取り消され、その取消しの日から起算して<b>2年を経過していないこと</b>等</li> </ul>	関係法令の規定に違反していること	なし	太陽光発電施設の敷地に関する法律、条例及びこれらに基づく命令の規定で規則で定めるものに適合することが確認できないこと

### 【他法令における取扱い】

例規名	土壤汚染対策法	浄化槽法	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律	温泉法	火薬類取締法
対象行為	汚染土壌の処理業	浄化槽清掃業	養子縁組あっせん事業	温泉をゆう出させる目的の土地掘削	火薬類の製造業、販売業
欠格事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から<b>2年を経過していないこと</b></li> <li>・許可を取り消され、その取消しの日から<b>2年を経過していないこと</b>等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から<b>2年を経過していないこと</b></li> <li>・許可を取り消され、その取消しの日から<b>2年を経過していないこと</b>等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して<b>5年を経過していないこと</b></li> <li>・許可を取り消され、その取消しの日から起算して<b>5年を経過していないこと</b>等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から<b>2年を経過していないこと</b></li> <li>・許可を取り消され、その取消しの日から<b>2年を経過していないこと</b>等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、<b>3年を経過していないこと</b></li> <li>・許可を取り消され、取消しの日から<b>3年を経過していないこと</b>等</li> </ul>

# 【参考】他県における状況（維持管理・廃棄等について）

	山梨県	宮城県	岡山県	和歌山県	山形県	兵庫県	奈良県
実施	義務	義務	努力義務	義務	義務	—	義務
基準	①平常時、②土砂災害等が発生するおそれがある場合、③土砂災害等により発電施設の損壊が発生又は周辺環境に支障が生じた場合の基準を設定	①平常時、②土砂災害等が発生した、又は発生が想定される場合、③土砂災害等により発電施設の損壊が発生又は周辺環境に支障が生じた場合の基準を設定	—	—	—	—	規則が公表されておらず 以下 詳細不明 R5.4.1.公布 R5.10.1施行
計画作成	①基本的事項、②実施体制、③保守点検項目・方法・頻度、④発電施設の損壊等の防止措置、⑤土砂災害等による発電施設損壊等時の措置内容  (既存事業者も作成)	①基本的事項、②実施体制・③点検内容・頻度、④発電施設の損壊等の防止措置、④災害時の連絡先、⑤土砂災害等による発電施設の損壊時の措置内容  (既存事業者も作成)	①基本的事項、②実施体制・範囲・方法・安全対策、記録方法、③破損時の修理体制、④破損した太陽光モジュールの廃棄及びリサイクル方法  (既存事業者も作成)	①点検項目、②点検頻度、③点検予定者  (事業計画のなかで記載)	①点検項目、②点検頻度、③点検予定者  (事業計画のなかで記載)	—	
公表	会場に対象者を集めて開催（但し、住民の要望により集める以外の方法によることも可）  (既存事業者も公表)	太陽光発電施設の運転を開始する日までにインターネット、その他の方法により公表  (既存事業者も公表)	—	事業計画作成後、遅滞なくインターネット、その他の方法により公表	事業計画の公表に合わせ公表	—	
事故対応	事故等発生時の速やかな復旧措置及び県への報告  (既存事業者も報告)	事故等発生時の速やかな復旧措置及び県への報告  (既存事業者も報告)	地域・周辺住民への被害発生のおそれが生じた、又は現に発生した場合の速やかな連絡、被害防止及び被害拡大防止措置の実施  (既存事業者も報告)	—	—	—	
廃棄等	廃棄物の適正処理、廃止後事業区域の安全管理措置の実施  (既存事業者も対応)	廃棄物の適正処理、廃止後事業区域の安全管理措置の実施  (既存事業者も対応)	廃棄物の適正処理、廃棄費用の確保  (既存事業者も対応)	廃棄物の処理方法、撤去後の土地整備方針、廃止費用見積り、廃止費用確保	廃棄物の処理方法、撤去後の土地整備方針、廃止費用見積り、廃止費用確保	—	



## 【参考】他県における状況（手続き・罰則等）

	山梨県	宮城県	岡山県	和歌山県	山形県	兵庫県	奈良県
許可又は認定取消	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正な許可取得</li> <li>理由なく1年以上設置工事未着手</li> <li>許可に付された条件違反</li> <li>措置命令違反</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正な許可取得</li> <li>理由なく1年以上設置工事未着手</li> <li>許可に付された条件違反</li> <li>措置命令違反</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正な許可取得</li> <li>許可に付された条件違反</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正な認定取得</li> <li>認定基準違反</li> </ul>	不正な認定取得	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正な許可取得</li> <li>理由なく1年以上設置工事未着手</li> <li>許可に付された条件違反</li> <li>措置命令違反</li> </ul>
指導及び助言	条例の施行に必要な限度において行う	条例の施行に必要な限度において行う	許可基準を満たすよう適切な措置	認定事業計画に係る太陽光発電事業の適正な実施のために行う	なし	届出内容が施設基準に適合するような必要な指導及び助言	条例の施行に必要な限度において行う
報告徴収	条例の施行に必要な限度において行う	条例の施行に必要な限度において行う	条例の施行に必要な限度において行う	条例の施行に必要な限度において行う	条例の施行に必要な限度において行う	なし	条例の施行に必要な限度において行う
立入検査	条例の施行に必要な限度において行う	条例の施行に必要な限度において行う	条例の施行に必要な限度において行う	条例の施行に必要な限度において行う	条例の施行に必要な限度において行う	なし	条例の施行に必要な限度において行う
勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の中止</li> <li>太陽光発電施設の撤去、原状回復</li> <li>指導に従うこと等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電施設の撤去、原状回復</li> <li>必要な措置を講ずること</li> </ul>	設置不適正区域に設置した者に対する必要な措置を講ずること	無認定事業者に対する必要な手続きを講ずること	無認定事業者に対する必要な手続きを講ずること	必要な措置を講ずること	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置工事の中止</li> <li>太陽光発電施設の撤去等</li> </ul>
措置命令	勧告に係る措置を講ずること	勧告にかかかかる措置を講ずること	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電施設の撤去、原状回復</li> <li>必要な措置を講ずること</li> </ul>	勧告にかかかかる措置を講ずること	勧告にかかかかる措置を講ずること	なし	勧告に係る措置を講ずること
公表	許可取消又は措置命令の内容、氏名、住所等	許可取消又は措置命令の内容、氏名、住所等	許可取消又は措置命令の内容、氏名、住所等	氏名、違反の事実等	氏名、違反の事実等	違反の事実	氏名、住所許可取消の原因
罰則	無許可又は無届設置等 5万円以下の過料	無許可又は無届設置等 5万円以下の過料	なし	なし	なし	(虚偽記載の場合) ・虚偽記載 ・両罰規定	無許可設置等 5万円以下の過料